

平成 31 年 2 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人 日本クレイ射撃協会
会 長 高 橋 義 博
(*公 印 省 略)

当協会が提起した訴訟に関する判決について

当協会が旧執行部の元役員（注 1）である平井一三氏ら 18 名に対して提起していた訴訟に関し、東京高等裁判所は、平成 31 年 1 月 16 日に、以下のとおり判決を下しましたので、お知らせします。

1 判決内容（要旨）

- (1) 旧執行部の役員 7 名は、当協会に対して 3881 万 4695 円及びうち 2775 万 7603 円に対する遅延損害金を支払え。
- (2) 旧執行部の役員 A は、当協会に対して 3881 万 2023 円及びうち 2775 万 7603 円に対する遅延損害金を支払え。
- (3) 旧執行部の役員 B は、当協会に対して 2891 万 0444 円及びうち 2126 万 7213 円に対する遅延損害金を支払え。

2 控訴審判決に至る経緯

- (1) 当協会は、旧執行部の元役員 18 名に対して、旧執行部が、文部科学大臣の許可を得ることなく当協会の基本財産を取崩し、強化事業費や奨励金として支出したことは違法であるとして、損害賠償請求を提起し、第一審の東京地方裁判所は、平成 29 年 9 月 29 日に、旧執行部の元役員ら 17 名に対して、当協会に損害を賠償する旨を命じる判決を下しました。（注 2）
- (2) 第一審で当協会に対して損害を賠償するよう命じられた旧執行部の元役員 17 名のうち 16 名は、第一審の判決を不服として控訴しました。（注 3）

(3) その後、控訴した旧執行部の元役員 16 名のうち 7 名と当協会は和解し、当協会は、7 名から和解金を収受した上で、7 名に対する損害賠償請求訴訟を取り下げました。

(4) 以上の結果、当協会が、現在、損害賠償請求について争っているのは、旧執行部の元役員 9 名となります。

(5) 旧執行部の元役員 9 名は、控訴審判決後、最高裁判所への上告期限内に上告の申立を行わなかったことから、去る平成 31 年 1 月 16 日に下された控訴審判決が確定しました。

去る平成 24 年 12 月に提訴した本訴訟がようやく終結しましたことを、この場をお借りし各位へご報告させていただきます。

以 上



(注 釈)

- 1 平井氏らを役員に選任した総会決議は東京地方裁判所及び東京高等裁判所で不存在である旨決が下された後、確定していますので、正確には、平井氏らは役員と称していた者となります。
- 2 当協会の請求が認められなかった旧執行部の元役員 1 名は、当協会が訴訟を提起した後に破産し、免責決定を受けているため、当協会からの損害賠償請求権は免責債権に該当することを理由として、請求が棄却されたものです。
- 3 旧執行部の元役員 1 名は、第一審の判決に対して控訴しなかったため、第一審の判決が確定しました。

— 本件問合せ先 —

(一社) 日本クレイ射撃協会 本部事務局

担 当： 事務局長 大江直之

電 話： 03-3481-2408

F A X： 03-3481-2452

E-mail： jctsa@jctsa.or.jp